第１章第３節第31の＜注26＞に次のように加える。

⑶　法第42条の２の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をするために売却した場合

第１章第７節第65の＜注45＞中⑹を⑺とし、⑸の次に次のように加える。

⑹　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出

第１章第７節第67中

「　　金銭出資の受入による収入　　×××」を

「　　金銭出資の受入による収入　　×××

　　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出　－×××」に改める。

第１章第７節第68の＜注47＞中⑸を⑹とし、⑵から⑷までを１ずつ繰り下げ、⑴の次に次のように加える。

⑵　出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少

第１章第７節第68の＜注47＞に次のように加える。

⑺　合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

第１章第12節第７款第118を同款第120とする。

第１章第12節第７款第117中「（注76）」を「（注79）」に改め、同款第117の＜注76＞を＜注79＞とし、同款第117を同款第119とする。

第１章第12節第７款第116を同款第118とする。

第１章第12節第６款第115中「（注75）」を「（注78）」に改め、同款第115の＜注75＞を＜注78＞とし、同款第115を同款第117とする。

第１章第12節第６款第114中「（注74）」を「（注77）」に改め、同款第114の＜注74＞を＜注77＞とし、同款第114を同款第116とする。

第１章第12節第５款第113を同款第115とし、同款第112を同款第114とする。

第１章第12節第４款第111を同款第113とし、同款第110を同款第112とする。

第１章第12節第３款第109を同款第111とし、同款第108を同款第110とし、同款第107を同款第109とし、同款第106を同款第108とする。

第１章第12節第２款第105中「（注73）」を「（注76）」に改め、同款第105の＜注73＞を＜注76＞とし、同款第105を同款第107とする。

第１章第12節第２款第104中「（注72）」を「（注75）」に改め、同款第104の＜注72＞を＜注75＞とし、同款第104を同款第106とする。

第１章第12節第２款第103を同款第105とする。

第１章第12節第２款第102中「（注71）」を「（注74）」に改め、同款第102の＜注71＞を＜注74＞とし、同款第102を同款第104とする。

第１章第12節第２款第101を同款第103とする。

第１章第12節第２款第100中「（注70）」を「（注73）」に改め、同款第100の＜注70＞を＜注73＞とし、同款第100を同款第102とする。

第１章第12節第２款第99を同款第101とする。

第１章第12節第１款第98を同款第100とする。

第１章第12節第１款第97中「（注69）」を「（注72）」に改め、同款第97の＜注69＞を＜注72＞とし、同款第97を同款第99とする。

第１章第12節第１款第96中「（注68）」を「（注71）」に改め、同款第96の＜注68＞を＜注71＞とし、同款第96を同款第98とする。

第１章第12節第１款第95中「（注67）」を「（注70）」に改め、同款第95の＜注67＞を＜注70＞とし、同款第95を同款第97とする。

第１章第12節第１款第94中「（注66）」を「（注69）」に改め、同款第94の＜注66＞を＜注69＞とし、同款第94を同款第96とする。

第１章第12節第１款第93中「（注65）」を「（注68）」に改め、同款第93の＜注65＞を＜注68＞とし、同款第93を同款第95とする。

第１章第11節に次のように加える。

第93　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

１　地方独立行政法人が法第42条の２の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。（注65）

２　地方独立行政法人が法第42条の２の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。（注65）

＜注65＞　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に係る注記について

出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

⑴　出資等に係る不要財産としての出資等団体への納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

⑵　出資等に係る不要財産となった理由

⑶　出資等団体への納付の方法

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

⑸　出資等団体への納付に当たり譲渡収入から控除した費用の額

⑹　出資等団体への納付額

⑺　出資等団体への納付が行われた年月日

⑻　減資額

第94　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

１　地方独立行政法人が法第42条の２の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。（注66）（注67）

２　設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注67）

＜注66＞　譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の出資等団体への納付について

設立団体の長が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を出資等団体へ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。

＜注67＞　行政サービス実施コストについて

地方独立行政法人が法第42条の２の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。